

令和5年度

# 小金井市奨学金

## 募集案内

小金井市教育委員会庶務課

# 1 小金井市奨学金の目的

小金井市では、市内に居住する方で、学校教育法第1条に規定する高等学校、大学、(大学院を除く。)又は高等専門学校に在学し、成績優秀にして経済的理由により修学困難な方に対して、修学上必要な学資金を支給するため、奨学金制度を実施しています。

小金井市の奨学金は、給付型で、原則として返還は不要です。

# 2 奨学生の資格及び選考基準

## ■ 奨学生の資格

- ① 令和5年4月1日現在、市内に引き続き6か月以上在住している方のお子さん<sup>※1</sup>
- ② 同種の奨学金を他から受けていない。
- ③ 高等学校、高等専門学校、大学<sup>※2</sup>に在学し、成績優秀にして、経済的理由により修学困難である方<sup>※3</sup>

※1 お子さんも、市内に居住している必要があります。

※2 大学院は除く。また、各種専門学校及び専修学校は対象外です。

※3 選考基準により判断します。

## ■ 選考基準

- ① 過去3年間の学業成績の評定平均値が、5段階評価で 2.6以上
- ② 課税標準額(課税所得額) × 6% - 市民税の調整控除額が、30万4,200円未満の世帯<sup>※4</sup>

※4 年収目安約910万円未満の世帯。なお、この基準は、令和2年度から引き続き奨学生に選定された方には適用しません。

# 3 奨学金の額及び定員

令和5年度の奨学金の額及び定員は以下のとおりです。

区分	月額	定員
高校生・高専1～3年生	5,300円	30人程度
大学生・高専4、5年生	12,200円	5人程度

## 4 提出書類

### ■ 令和4年度に小金井市奨学生ではなかった方（新規）

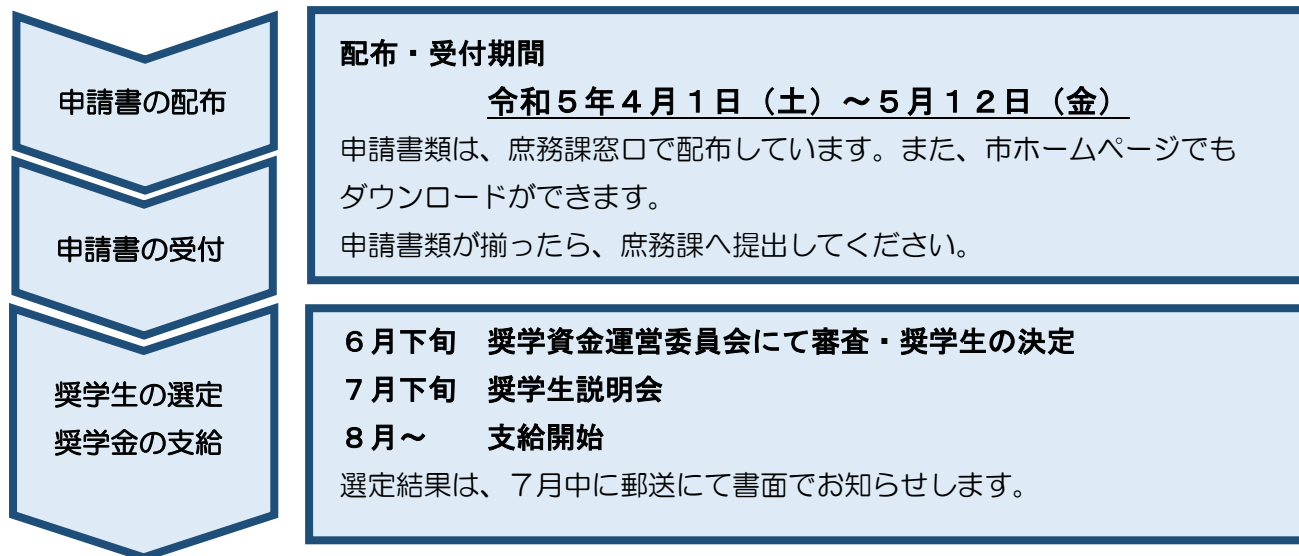
1	小金井市奨学生出願書	様式第1号
2	小金井市奨学生推薦書	様式第2号 ※作成は、前年度在籍していた学校に依頼してください。
3	過去3年間の学業成績証明書	・3年間とは、令和2年度～令和4年度 例1) 高校2年生は、中学2～3年生と高校1年生 例2) 大学1年生は、高校1～3年生の3年間
4	世帯全員の経済状況を証する書類	・令和4年分 ・源泉徴収票、確定申告書の写し等
5	世帯全員の住民票の写し	・令和5年4月1日以降に交付されたもの ・続柄あり ・本籍、筆頭者、住民票コード、マイナンバーの記載は不要 ・兄弟で申請する場合は、2人目以降はコピーで可
6	在学が確認できる書類	例) 学生証の写しなど

### ■ 令和4年度に小金井市奨学生であった方（継続）

1	小金井市奨学生出願書	様式第1号
2	過去1年間の学業成績証明書	・令和4年度に在籍していた学年の学業成績証明書
3	世帯全員の経済状況を証する書類	・令和4年分 ・源泉徴収票、確定申告書の写し等
4	世帯全員の住民票の写し	・令和5年4月1日以降に交付されたもの ・続柄あり ・本籍、筆頭者、住民票コード、マイナンバーの記載は不要 ・兄弟で申請する場合は、2人目以降はコピーで可
5	令和4年度「奨学生選定通知書」の写し	
6	在学が確認できる書類	例) 学生証の写しなど

※ 小金井市奨学生推薦調書（様式第2号）の提出は不要です。

## 5 申請スケジュール



## 6 合否の結果

選定の結果は、7月中旬頃、申請者全員へお知らせします。

7月31日を過ぎても合否の結果がお手元に届かない場合は、下記のお問合せ先までご連絡ください。

なお、選定の結果等は、電話によるお問合せをいただいても、お答えできません。

## 7 その他

- 1 申請書類は、一切お返しすることはできません。
- 2 申請書類は、小金井市個人情報保護条例に基づき厳重に保管いたします。
- 3 虚偽の申請、その他の不正な手段によって奨学金の支給を受けた場合は、奨学金を返還していただきます。
- 4 年度内に、転校・退学・市外転居等、出願時から変更があった場合は、必ずご連絡ください。

## 8 お問合せ・提出先

小金井市教育委員会学校教育部庶務課庶務係

【所在地】小金井市前原町三丁目41番15号 小金井市役所第二庁舎7階

【電話】042-387-9872

土・日・休日を除く、午前8時30分～正午／午後1時～午後5時

## 9 よくある質問

### ■ 制度について

#### Q1 同種の奨学金とは、どういったものですか。

同種の奨学金とは、給付型の奨学金のことをいいます。例えば、日本学生支援機構（JASSO）の給付型奨学金は併用できません。なお、東京都私学財団の就学支援金や授業料軽減助成金などは併用が可能です。

#### Q2 保証人には、保護者でもなれますか。

保護者の方でも可能です。

保証人は、次の要件を備えた方で、不当に奨学金の支給を受けた場合に返還の責を負い得る方であることとしています。

- (1) 一定の職業を有し、又は独立の生計を営んでいる方であること。
- (2) 市内に住所を有する方であること。
- (3) 奨学生2人以上の申し込みをする場合、同時に保証人となっていないこと。

#### Q3 保証人要件(3)には、同時に保証人となれないとありますが、出願者2人が兄弟でもなれませんか。

保証能力のある方であれば、保証人となることは可能です。

#### Q4 （新規申請のみ）過去3年間の学業成績証明書とは、どの期間ですか。

前年度からの3年間分となりますので、高校3年生の場合は、中学3年生と、高校1～2年生となります。よって、この場合は、中学校と高等学校それぞれに証明書の依頼が必要です。

なお、前年度小金井市奨学生だった方は、過去2年分の学業成績についてはすでに提出済みですので、前年度1年分のみ提出で構いません。

### ■ 小金井市奨学生出願書（様式第1号）の記載について

#### Q5 自署をすることが難しい人が世帯にいます。同意書欄は記載しなくても良いですか。

奨学生の選定に必要なため、出願者と同世帯の方には、収入の確認について同意をお願いしております。ただし、乳幼児など自署が難しい方については、ご相談ください。

### ■ 小金井市奨学生推薦調書（様式第2号）の記載について

#### Q6 推薦調書は、誰に記入をお願いするのでしょうか。

前年度在籍していた学校に作成を依頼してください。高校1年生の場合は、3月に卒業した中学校となり、大学1年生は、卒業した高等学校となります。